

確定申告期の指導に関する注意事項

- ・下記の方は**指導時間が長くなり、時間内に指導が終わりません**(書類不備等で指導が出来ない事もあります)。

1～3の方は**年内に必ず指導を受け**てください。

4～8の方は**申告前に必ず資料等を準備**してください。

1. 記帳が進んでない。**必要事項が記帳(区分経理)されてない**。
会計ソフトの入力を年末などにまとめてしている。

- ・**帳簿の入力内容確認**をご希望の方は、**1月末までに来所**ください。
2月以降は帳簿の入力内容確認はお受け出来ません。

- ・**消費税申告は区分経理(簡易課税は事業区分)**をした帳簿の保存が必要。

2. **事業用の車を購入した(買い換えた)、事業用不動産の大規模修繕をした**(車両購入・工事内容の明細書や請求書が必要)。

3. **毎年、未払金や売掛金の残高が合わない**。

4. **前年、前々年の決算書・申告書等の控**を持って来ない。

5. **年金等の源泉徴収票**や**後期高齢者医療・介護保険料**などの**年間納付額のお知らせ**を持って来ない。

6. **配当所得、株式譲渡所得の合計を集計していない**。

- ・**集計の仕方が分からない方は、年内に必ず指導を受け**てください。

7. **住宅借入金等特別控除がある**。

- ・『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』が必要。

※「証明書方式」ではなく『調書方式』の場合は**年末残高証明書の添付は不要**です。

- ・**初年度**の方は家屋の「工事請負契約書」または「売買契約書」の写しなどが必要なため**年内に必ず指導を受け**てください。

8. **寄附金税額控除を選択する**。

- ・**寄附金税額控除**を選択される方は、**指導時間が長く**なります。
年内に必ず指導を受けてください。

- ・**申告期に時間内で終えたい方、指導時間を短くしたい方**は
寄附金控除を選択することをご検討ください。

(ただし、一般的に寄附金控除の方が納税額は多くなります)。